

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史
件名	東大和市特定事業主行動計画（第5期）について		
	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則	
	部課機関		
<p>1. 要 旨</p> <p>「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」において、策定することが定められている、東大和市特定事業主行動計画（第4期）の計画期間満了に伴い、東大和市特定事業主行動計画（第5期）を策定するものである。</p> <p>策定にあたっては、第4期計画と同様に、東大和市特定事業主行動計画策定等委員会において検討し、議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員の各特定事業主への意見聴取を行ったところ意見がなかったため、連名で策定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 計画の内容については、次代の社会を担う子どもの育成等に対する支援対策や女性の職業生活における活躍を推進するために行う取組及び「男性職員の育児休業平均取得日数」「年次有給休暇取得日数」「管理職及び係長職における女性割合」等の目標値を定めている。</p> <p>(2) 計画期間 令和8年度から令和17年度までの10年間</p> <p>(3) 影響及び効果 職員の仕事と生活の調和を図り、能力を發揮できる職場づくりを進めることができる。</p>			
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 令和7年10月 第1回特定事業主行動計画策定等委員会 (2) 令和7年12月 第2回特定事業主行動計画策定等委員会（書面開催） (3) 令和8年 1月 第3回特定事業主行動計画策定等委員会</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに策定の事務を進めたい。 また、策定した第5期計画について市議会議員に情報提供を行いたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>			